

利 用 上 の 注 意

1. 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計第10号です。

(3) 調査の期日

平成16年12月31日現在で実施しました。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除きます。）です。

工業統計調査は、西暦の末尾が0，3，5，8年については全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食 料 品	食 料 品 製 造 業	21 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
11 織 維	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	23 鉄 鋼	鉄 鋼 業
12 衣 服	衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	24 非 鉄	非 鉄 金 属 製 造 業
13 木材・木製品	木材・木製品製造業（家具を除く）	25 金属製品	金属製品製造業
14 家具・装備品	家具・装備品製造業	26 一般機械	一般機械器具製造業
15 パルプ・紙	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	27 電気機械	電気機械器具製造業
16 印 刷	印 刷 ・ 同 関 連 業	28 情報通信機械	情報通信機械器具製造業
17 化 学	化 学 工 業	29 電子・デバイス	電子部品・デバイス製造業
18 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	30 輸送用機械	輸送用機械器具製造業
19 プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	31 精密機械	精密機械器具製造業
20 ゴ ム	ゴ ム 製 品 製 造 業	32 そ の 他	そ の 他 の 製 造 業

「32 その他」の中には、貴金属製品、娯楽用具・がん具、装身具・装飾品、畳、和・洋傘、魔法瓶等が含まれています。

プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

製 造 品 名	分 類	製 造 品 名	分 類
家具・装備品	1 4	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	3 2 4
プラスチック版	1 6 2 1	装身具・装飾品・ボタン・同関連品	3 2 5
写真フィルム（乾板を含む）	1 7 9 5	（貴金属・宝石製を除く）	
手袋	2 1 5 1	かつら	3 2 5 5
耐火物	2 2 5	漆器	3 2 6 1
と石	2 2 7 9	畳	3 2 7 2
模造真珠	2 2 9 3	うちわ・扇子・ちょうちん	3 2 7 3
目盛りのついた三角定規	3 1 1 1	ほうき・ブラシ	3 2 7 4
注射筒	3 1 3 1	洋傘・和傘・同部分品	3 2 7 5
義歯	3 1 3 5	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3 2 7 7
眼鏡	3 1 6 1	魔法瓶	3 2 7 8
時計側	3 1 7 2	看板・標識機	3 2 9 2
楽器	3 2 2	パレット	3 2 9 3
レコード	3 2 9 6	モデル・模型	3 2 9 4
がん具・運動用具	3 2 3	工業用模型	3 2 9 5

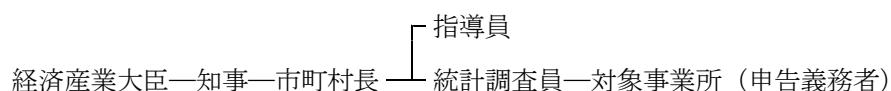
平成16年調査では、従業員3人以下の事業所を調査の対象から除外する裾切調査を行いました。

(5) 調査の方法

従業員30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業員29人以下の事業所については「工業調査票乙」によって申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査したものです。

(6) 調査の経路

調査は、市町村・統計調査員を通じて行い、その調査機関の系統は次のとおりです。



2. 集計項目の説明

(1) 事業所数は、平成16年12月31日現在で製造品等の出荷があったものであり、操業開始後未出荷、操業準備中、休業中の事業所は含まれていません。

(2) 従業員数は、平成16年12月31日現在の常用労働者数と、個人事業主及び無給家族従業員数の合計です。

なお、常用労働者には次の者を含んでいます。

ア 1か月を超える期間を定めて雇用された者。

イ 日々又は1か月以内の期限で雇用された者のうち、11月、12月の各月において18日以上雇用された者。

ウ 人材派遣会社からの派遣従業員、親企業からの出向従業員。

(3) 現金給与総額は、平成16年1年間に常用労働者のうち雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計です。

その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当と出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与等です。

(4) 原材料使用額等は、平成16年1年間における原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計です。

なお、原材料使用額には、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には支給した原材料の額も含んでいます。また、電力使用額には自家発電は含んでおらず、購入した電力の使用額のことをいいます。

委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃です。

統計表中、原材料使用額等の内訳は、従業者30人以上の事業所の数値です。

(5) 製造品出荷額等は、平成16年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計です。（本文中においては「出荷額」と表します。）

製造品出荷額は、工場出荷額によっており同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいます。

加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品に加工して引き渡したものに対して受取った加工賃及び受取るべき加工賃です。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。

(7) 有形固定資産の取得額は、平成16年1年間に取得した同資産の帳簿価額によっており、土地及び土地を除く有形固定資産に分かれています。

(8) 内国消費税額は、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

(9) 工業用地及び工業用水は、従業者30人以上の事業所について調査しています。

敷地面積は、平成16年12月31日現在において帳簿に計上してある価額に対応する敷地面積と賃借している工業用地面積の合計です。

建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積をいいます。

1日当り工業用水量は、平成16年1年間にその事業所で使用した工業用水量（雑用水を含みます。）を年間の操業日数で除した水量です。

(10) 算式は次のとおりです。

ア 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫価額－半製品及び仕掛品年初在庫価額）……………従業者30人以上の事業所

※ 従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額とします。

イ 付加価値額＝生産額－製造品出荷額に含まれる内国消費税額－原材料使用額等－減価償却額

※ 従業者29人以下の事業所については、次の算式によります。

製造品出荷額等－製造品出荷額に含まれる内国消費税額－原材料使用額等

ウ 有形固定資産投資額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の増減……………従業者30人以上の事業所

なお、建設仮勘定の増減とは建設仮勘定の増（借方）から建設仮勘定の減（貸方）を差引いた結果をいいます。

※ 従業者29人以下の事業所については、調査の対象としていません。

エ 有形固定資産純投資額＝有形固定資産投資額－除却額……………従業者30人以上の事業所

3. 表章形式

(1) 事業所の規模区分は、平成16年12月31日現在の従業者数によります。

(2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によります。

(3) 地域別結果表における地域区分は、次表のとおりです。

地域名	市郡（区町村）名（平成16年12月31日現在）
千葉	千葉市（中央区，花見川区，稲毛区，若葉区，緑区，美浜区），習志野市，市原市，八千代市
東葛飾	市川市，船橋市，松戸市，野田市，柏市，流山市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，東葛飾郡（沼南町）
印旛	成田市，佐倉市，四街道市，八街市，印西市，白井市，富里市，印旛郡（酒々井町，印旛村，本埜村，栄町）
香取	佐原市，香取郡（下総町，神崎町，大栄町，小見川町，山田町，栗源町，多古町，千漣町，東庄町）
海匝	銚子市，八日市場市，旭市，海上郡（海上町，飯岡町），匝瑳郡（光町，野栄町）
山武	東金市，山武郡（大網白里町，九十九里町，成東町，山武町，蓮沼村，松尾町，横芝町，芝山町）
長生	茂原市，長生郡（一宮町，睦沢町，長生村，白子町，長柄町，長南町）
夷隅	勝浦市，夷隅郡（大多喜町，夷隅町，御宿町，大原町，岬町）
安房	館山市，鴨川市，安房郡（富浦町，富山町，鋸南町，三芳村，白浜町，千倉町，丸山町，和田町，天津小湊町）
君津	木更津市，君津市，富津市，袖ヶ浦市

(4) 京葉臨海地域とは、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の臨海埋立地をいいます。

なお、集計は昭和51年以降実施しています。

(5) 内陸工業団地とは、千葉県企業庁、千葉県土地開発公社等が内陸部に造成した工業団地をいい、統計表は当該工業団地内に立地する事業所についての集計です。本調査の集計対象団地は73団地です。工業団地の詳細については「千葉県工場名鑑（平成15年版）」（千葉県商工労働部産業振興課編集：（財）千葉県産業振興センター販売）を参照してください。

なお、集計は昭和55年以降実施しています。

(6) この統計表中「－」は皆無又は該当数値のない場合を、「0」は掲載単位に満たないもの、「…」は数字が得られないものを表し、「△」はマイナスの数値を示します。「X」は2以下の事業所に関する数値であって、これをそのまま表章すると個々の事業所に関する事項が明らかになるおそれがあるため伏字にした記号です。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した2以下の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しました。

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、本年の公表より従業者数の秘匿は行いません。

(7) 各表・図中の数値については、単位未満を四捨五入し表章しました。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合があります。

(8) 産業3類型の構成は、次のとおりです。

基礎素材型産業とは、木材・木製品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、窯業・土石、鉄鋼、非鉄、金属製品をいいます。

加工組立型産業とは、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子・デバイス、輸送用機械、精密機械をいいます。

生活関連・その他型産業とは、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、家具・装備品、印刷、なめし革、その他をいいます。

※ 本文中において、「基礎素材型」、「加工組立型」、「生活関連・その他型」と表します。

4. 産業分類について

(1) 産業分類の種類

大分類、中分類（2けた）、小分類（3けた）、細分類（4けた）の4種類があります。

なお、工業統計調査では、各事業所ごとで産出される製造品及び賃加工品を、6けたの品目番号で分類しています。

(2) 産業の格付

ア 一般格付

製造品及び賃加工品が単品の事業所は、品目番号の上4けたで産業細分類を決定します。

また、品目が複数の場合には、

中分類：記入された品目番号のうち、上2けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

小分類：決定された中分類のうち、上3けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

細分類：決定された小分類のうち、上4けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

イ 特殊格付

一般格付と異なり、修理料収入が主たる場合や、原材料、作業工程、機械設備等により特殊な産業格付を行うものをいいます。

なお、特殊格付は、以下のとおりです。

2311 高炉による製鉄業	2336 磨棒鋼製造業
2321 製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）	2337 引抜鋼管製造業
2331 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2338 伸線業
2332 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2339 その他の製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）
2333 冷間ロール成型形鋼製造業	
2334 鋼管製造業	2699 各種機械・同部分品製造修理業
2335 伸鉄業	（注文製造・修理）

5. その他

(1) この報告書の数値は、千葉県分を本県が独自に集計、編集したもので、経済産業省が発表する数値とは若干相違することがあります。

(2) この報告書についての照会は下記へお願いします。

千葉県総合企画部統計課統計調査室工業担当

〒 260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

TEL 043-223-2226~7

ホームページ

<http://www.pref.chiba.jp/outline/statistics/index-j.html>